

徳島市福祉避難所登録基準

第1 福祉避難所の概要

1 福祉避難所の定義について

福祉避難所とは、その施設設備や、物資、機材、人材等に関して、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する特別の配慮がなされた避難所のことである。

一次避難所すべてで要配慮者に対するこのような配慮を行うことは難しいため、福祉避難所を指定し、協定を締結するなどして、あらかじめ要配慮者を対象とした避難所を確保しておく必要がある。

2 福祉避難所の分類等について

(1) 福祉避難所の分類

① 指定福祉避難所

災害対策基本法第49条の7、同施行令第20条の6における第1号から第5号まで（以下、令1～5号とする。）、同施行規則1条の9における第1号から第3号まで（以下、規則1～3号とする。）で定める基準を踏まえ、本市が定める要件に適合する施設を指定する。

② 協定福祉避難所

指定福祉避難所に準じて本市が定める要件に適合し、要配慮者等が二次的に避難できる施設として協定を締結する。

(2) 開設時期による分類

① 一次避難（直接避難）

指定福祉避難所を要配慮者等が直接避難できる一次避難所として使用する場合は、当該施設と事前に受入対象者の調整等を行い、福祉避難所の開設や運営について書面により確認する。

② 二次的避難

指定福祉避難所または協定福祉避難所を一般避難所（一次避難所）での避難生活が困難な要配慮者等が二次的に避難できる場所として使用する場合は、施設管理者と協議し、協定等を締結する。

(3) 指定福祉避難所の公示等

災害対策基本法第49条の7の規定により、指定福祉避難所の指定にあたっては、福祉避難所や開設時期による分類、特定した受入対象者などの情報を公示するとともに、協定福祉避難所についても、同情報を周知する。

3 福祉避難所の避難対象者等について

(1) 避難対象者の範囲

- ① 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ⑤ 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケア児者
- ⑥ 妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等
- ⑦ その他福祉避難所での避難が必要と認められた者

(2) 福祉避難所の避難対象者となる要件

身体等の状況が老人ホーム又は短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族等であること。

※ 老人ホーム又は短期入所等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の避難対象とはしていない。

(3) 福祉避難所への避難

避難対象者が福祉避難所へ避難するときは、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において行うものとする。

4 福祉避難所の経費について

災害救助法が適用されて福祉避難所を開設した場合は、次の経費について、国庫及び県費負担を受けることができる。

- (1) 概ね10人の要配慮者に1人の相談などに当たる介助員の配置に要する費用
- (2) 要配慮者に配慮した簡易便器などの器物、日常生活場の支援を行うために必要な消耗機材の費用（ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、紙おむつ、ストーマ用装具等）

5 福祉避難所の開設期間

原則として、災害発生の日から最大7日以内である。ただし、やむを得ず期間内で閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を厚生労働省と協議する。

なお、二次的な避難場所として使用する場合は、発災から3日後をめぐりに開設できるよう準備するものとする。

第2 福祉避難所の登録

1 福祉避難所の登録要件

指定福祉避難所または協定福祉避難所として求められる要件は、主に次のとおりである。

- (1) 施設自体の安全性が高いこと。
- ① 原則として、耐震、耐火構造の建物であること。〔地震、火災〕（令 2 号）
 - ② 原則として、土砂災害警戒区域外であること。〔土砂災害〕（令 3 号）
 - ③ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。〔水害〕（令 3 号）
 - ④ 近隣に危険物等を取り扱う施設等が存在しないこと。（令 4 号）
- (2) 施設内の安全性が高いこと。
- 障害者用トイレやスロープの整備などバリアフリー化されており、高齢者や車椅子利用者等に対応できること。（令 5 号／規則 1 号）
- (3) 避難スペース等が確保されていること。
- ① 災害時に、要配慮者及びその家族等が避難生活を送るための広さを有する居室を、可能な限り確保できること。（令 1 号、令 5 号／規則 3 号）
 - ② 要配慮者等が避難生活を送るための資機材や食料品などを備蓄できる広さを有すること。（令 1 号）
 - ③ 人員や支援物資の車両等による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。（令 4 号）
- (4) 相談員等が配置されること。
- 災害時に、要配慮者が相談や助言等の支援を受けることができる人員体制が整備されること。（令 5 号／規則 2 号）
- ※ 生活相談員や福祉関係職員等の人員は、必ずしも常駐の必要はなく、要配慮者の状態に応じて確保すること。

		指定	協定	備考
(1)施設 自体	①耐震・耐火構造	鉄筋コンクリート造、鉄筋造かつ、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物を指す	鉄骨造、木造でも可 建築確認を受けた日が昭和 56 年 6 月 1 日以前の建物でも可	調査票または登記事項証明書により確認 上記に代わり耐震診断証明書及び耐火証明書の提出で可
	②土砂災害警戒区域外	土砂災害警戒区域内は不可（建物の一部であっても）	土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域内を可とする	市の土砂災害マップ等を確認
	③浸水時の生活空間確保	津波・洪水・高潮で浸水しない階は可	浸水後も避難所として機能するならば可	市の地震・津波防災マップ等を確認
	④危険物取扱施設の不存在	ガソリンスタンド等が半径 30m	ガソリンスタンド等が半径 30m	調査票により確認

		以内にないこと	以内にあっても可	
(2)施設内	バリアフリー化	受入対象者に応じた廊下・階段の昇降・トイレの利用等についてバリアフリー化済み	災害時に代替手段等によって、バリアフリー化したものと同等の支援ができる場合は可	避難者の利用箇所及びバリアフリー化済み箇所を図示 代替手段等による場合は災害時のバリアフリー化予定箇所及びその方法を図示
(3)スペース	①災害時の居室確保	災害後に業務等を再開する場合も、居室を継続して使用できる見込みがある	災害後の業務等再開時に居室を継続使用できない場合、代替の部屋等を確保できる見込みがある	平面図より確認 1人あたり実質4㎡以上（4㎡未満は不可）
	②備蓄空間の確保	平常時から資機材や食料品などを備蓄できる部屋等がある	災害時に資機材や食料品などを備蓄できる部屋等を確保できる見込みがある	平面図より確認
	③支援物資等輸送経路の確保	施設に接する道路があり、車両等により複数方向から施設に到達できること	車両等により一方向から施設に到達できる場合も可	住宅地図等図示
(4)相談員	相談員等の配置(※1)	施設職員や外部人材等であらかじめ確保している	災害時に代替手段等によって、人員を配置できる場合は可	災害時の人員は、施設からの要請により市で確保できる場合がある

(※1) 相談員等は、要配慮者に対する生活支援や心のケアを行う上で専門的な知識を有する者(※2)で、各種の相談(※3)等に対応できる者を指す。

(※2) 専門的な知識を有する者は、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、身体障害者相談員、知的障害者相談員、防災士等の有資格者や専門家等(※有資格者に限らない)を指す。

(※3) 各種の相談等は、避難生活に関する悩みや不安、生活用品や食料の配布に関して、医療機関や福祉サービスに関して、避難所生活におけるトラブル、避難生活からの

早期復帰に向けた相談を指す。

2 避難者 1 人あたりの必要面積

要配慮者及びその家族等の避難者について、1 人あたりの面積は 4 m²とする。

3 福祉避難所の登録に関する手続き

(1) 調査

福祉避難所の登録に際しては、福祉避難所に関する調査票により調査を行う。

(2) 登録

福祉避難所に登録する際は、施設管理者等との間で調整を図り、福祉避難所の指定に関する同意書の提出または協定の締結を行う。

(3) 周知

登録した福祉避難所については、総合防災マップ等により、その情報を市民に周知する。